

最近の主な検討会における看護基礎教育に関する提言

最近の主な検討会における看護基礎教育に関する提言

1. 新たな看護のあり方に関する検討会報告書

(平成 15 年 3 月 24 日 厚生労働省医政局)

「看護業務の複雑・多様化、国民の意識の高まり、医療安全に関する意識の向上の中で、学生の看護技術の実習の範囲や機会が限定される傾向にある。

- ・ 看護師の養成については、適切な臨地実習を行うための条件整備を進めるとともに、さらに、到達すべき看護技術教育の内容と範囲を明確にしていくことが必要である。
- ・ 看護師等として学ぶべき知識・技術の増大とあわせて、看護師の資質の向上が求められていることから、看護基礎教育の内容を充実するとともに、大学教育の拡大など看護基礎教育の期間を延長していくことも検討していく必要がある」

「(看護基礎教育の内容充実について)

看護師等が、こうした要請に応え、その役割と責任を果たしていくためには、今後ますます、看護師等の判断力や責任能力を向上するとともに、更には、豊かな人間性や人権を尊重する意識の涵養、コミュニケーション能力の向上が求められており、看護師等の養成のあり方についての様々な課題に取り組んでいく必要がある」

「(療養上の世話に関する医師の指示の必要性について)

療養上の世話については、行政解釈では医師の指示を必要としないとされているが、療養上の世話をを行う場合にも、状況に応じて医学的な知識に基づく判断が必要となる場合もある。このため、患者に対するケアの向上という観点に立てば、看護師等の業務について、療養上の世話と診療の補助とを明確に区別しようとするよりも、医療の現場において、療養上の世話を行う際に医師の意見を求めるべきかどうかについて適切に判断できる看護師等の能力、専門性を養っていくことが重要である」

2. 健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法などの一部を改正する法律案に対する付帯決議

(平成 18 年 6 月 13 日 参議院厚生労働委員会)

「第 15 項 医療の高度化、チーム医療の推進、安心・安全の医療の確保など、医療をめぐる状況の変化や国民のニーズを踏まえ、質の高い医療従事者を育成するために、教育や研修の在り方について必要な検討を行うこと。また、医療従事者によるチーム医療の推進を図り、関係府省の連携の下、総合的な医療従事者確保対策について検討すること。特に、医療の現場において看護師が果たす重要な役割にかんがみ、大学教育の拡大など教育期間の延長を含めた看護基礎教育の在り方について検討するとともに医療・介護提供体制の見直しに伴い必要となる看護職員を確保するために、離職防止策やナースセンター事業の推進を始めとした看護職員確保対策を講ずること」

3. 医療政策の経緯、現状及び今後の課題について

(平成19年4月 厚生労働省医療構造改革推進本部総合企画調整部会)

「医師と関係職種との役割分担のあり方

医師の質の向上を図り、また、患者のニーズにより的確に応えていくためには、医師が本来の業務に専念できるよう体制の構築や、チーム医療を推進していくために医師の業務の効率化や質の向上を図ることが必要であり、こうした観点から、関係職種(歯科医師、看護職員、事務職等)の資質の向上や役割分担のあり方を検討する必要がある」

「チームで対応し後期高齢者の生活を支援する医療の視点

特に後期高齢者については「疾患を治療する医療」だけでなく「生活を支援する医療」の視点が重要である。急変時の地域の入院機能を確保することと併せて、訪問看護ステーションを始めとした介護保険関係サービスなどの連携を含め、こうした医療を他職種を含めたチームで実施する際の具体的なあり方についても検討を行う必要がある。その際、医師が一人で抱え込むことなく一定のサービスについては医師と看護師との間でプロトコールを作成し、その中で看護師に委ねる部分については委ねる形で連携していくことができるよう、看護師等の資質の向上を図る必要がある」